

^エ ^ス ^コ
E S C O事業並びに省エネルギー事業の
推進に向けて

2026 年 7 月

一般社団法人^エ ^ス ^コESCO・^ゼ ^ブZEB推進協会

国土交通大臣 金子恭之 様

平素より、一般社団法人E S C O・Z E B推進協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地球温暖化対策計画で定められた2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、各方面で脱炭素の取り組みが本格化しております。2023年2月にはGX基本方針が閣議決定され、同年5月にGX推進法が成立、同年7月にGX推進戦略が閣議決定されました。GXに向けた脱炭素の取組においては「徹底した省エネルギーの推進」が明記されており、自治体の事務事業における脱炭素化の取組みも率先垂範で実施していくことが求められるところです。

また、国が定める地域脱炭素ロードマップにおいては「公共施設など業務ビル等における徹底した省エネ」に向けた対策例として『E S C Oの活用』が明記されており、省エネ・省CO2の取組みとして改めてE S C O事業に関心が高まっております。

当協会は、大阪・関西におけるE S C O事業の推進を図るために、2004年8月に大阪E S C O協会を発足し、2013年には一般社団法人化し、2026年に、名称をE S C O・Z E B推進協会へと改め、E S C O事業を始めとした省エネルギー事業やZ E Bの普及拡大を目指して取り組んでいるところです。

今後、脱炭素に向けた取り組みを着実に進めていくためにはE S C O事業やZ E Bは有効な手法の一つであり、さらなる推進が不可欠であると考えます。

つきましては、E S C O事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、2027年度政府予算編成、補助金事業運用に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

2026年7月

一般社団法人E S C O・Z E B推進協会
会長 相良和伸（大阪大学名誉教授）

1. 国、独立行政法人等におけるESCO事業について

- ・2050年カーボンニュートラル実現に向け、効率的な省エネ、脱炭素施策であるESCO事業を、国や独立行政法人等の施設に積極的に導入、実施していただくようお願いしたい。
- ・環境配慮契約法の基本方針でも省エネルギー改修事業においてはESCO事業を率先して推進することが求められている。

2. 2027年度補助金、税制等の要望について

(1) 既存建築物省エネ化推進事業

- ・予算縮小傾向にあるが、環境省の脱炭素ビルリノベ事業と比較し申請が容易で、LED照明が引き続き対象となっているなど使い勝手が良いため、補助事業として継続頂きたい。
- ・令和7年度からBELSの費用が補助対象外となったが、WEBPROによる算定が必要となるなど一定の工数を要する部分であり、既存建築物の省エネ化推進にはブレーキとなるため、改めて補助対象として頂きたい。
- ・複数年度の事業が許容されているが、公募要領にある「次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできません」「次年度以降の補助金交付を約束するものではない」との記載を額面通り受け止めれば、複数年度は勧められない。複数年度を安心して勧められるような予算措置・運営として頂きたい。
- ・ノックビルの場合は、その構造上、躯体改修率(屋上面積小＝断熱面積減)を産み出しにくいいため、他の改修項目のウェイトを上げるなど代替策を検討頂きたい。
- ・躯体改修のエビデンスとして矩計図が求められることがあるが、ない場合もある。その場合は代替手段で許容いただくなど柔軟な対応をお願いしたい。

○申請について

- ・申請フォームの使い勝手を向上して頂きたい。(計算式をあらかじめ入れる、編集可能にするなど)

3. エネルギー政策や地球温暖化等に関する関係省庁への要望について

- ・補助事業者は、通常前年度の募集要領を参考に、予算手配や改修プラン策定を行い募集

開始に備えているため、前年度から変更がある場合は、極力公募前に事前周知して頂きたい。

- 今後も太陽光や風力などの自然変動電源の増加が進むなか、調整力のニーズは高まってくると想定されるため、調整力として価値提供できるコージェネへの補助金について新設して頂きたい。(通常時は省エネ、停電時には BCP に寄与するとともに、DR の面では、出力低下や停止により、大きな上げ DR 容量の提供が可能)
- 空調機器はインバーター化、冷媒の進化などにより改修による省エネ効果が年々出にくくなっており、採択の難易度が上がってきているため、省エネ効果だけでなく冷媒(R32)など GWP が低い冷媒導入を支援するような補助事業の創設を検討頂きたい。
- 空調改修工事は、受変電設備の調達難や工事期間の長期化傾向により年度内の完了が厳しくなっているため、複数年度事業の標準化を検討して頂きたい。一方、単年度事業は工事期間に余裕を持たせるべく、審査期間の短縮化などをお願いしたい。
- 既存建築物の脱炭素化を提案するためには、既存建築物の調査を含め検討に膨大な工数が必要であることに加え、建築・施工の担い手不足等もあり、事前の3者見積の取得が困難な環境となっているため、事後ないし妥当な金額を導くための代替手段を検討頂きたい。
- 2026 年 1 月に行政書士法の改正があり、官公署に提出する書類を作成することができるのは、顧客又は行政書士若しくは行政書士法人に限られると明記されたが、該当補助金の書類作成とは、具体的にどの書類のことを指すのか明確にして頂きたい。

なお、省エネ補助金に関しては作成する書類の専門性が高く、申請をする事業者または行政書士の知識では、すべての書類の作成を完結することが困難な場合が多いため、当該事情が原因で補助金の申請数が減少することも考えられる。

以 上